

インボイス発行事業者の登録申請をされた方へ

令和5年10月1日からインボイス制度が始まりました。

現在、免税事業者として消費税の申告をされていない方であっても、インボイス発行事業者になると課税事業者として消費税の申告が必要になります。

消費税の納付税額計算の基本的な考えは以下の通りで、簡易課税を適用するには届出が必要となります。

すでに消費税の申告をされている方も計算方法の見直しが必要になる場合があります。

《消費税の納付税額計算の基本的な考え方》

①一般課税による税額計算

売上の消費税額 - 仕入や経費の消費税額 = 納付税額

②簡易課税による税額計算

売上の消費税額 - (売上の消費税額 × みなし仕入率) = 納付税額

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業等	80%
第三種	製造業、建設業等	70%
第四種	飲食店業等	60%
第五種	運輸業、サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

※ご自身がどの事業区分に該当するのかがご相談下さい。

簡易課税では仕入や経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

◎簡易課税を選択する場合は届出書の提出が必要です。

簡易課税は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（選択は任意です）。ただし、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間にインボイス発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税を適用することができます。

※ 2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、提出した日の属する課税期間について適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該課税期間の初日の前日に当該届出書を税務署長に提出したものとみなされます。

(例)免税事業者が令和6年1月1日からインボイス発行事業者の登録を受け課税事業者となる場合で、令和6年分の消費税の申告において簡易課税の適用を受けるときは令和6年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

簡易課税を選択される方、どちらを選択するかお悩みの方は11月までに必ずお越し下さい。

ご相談の際は過去3年分の決算書の控えをお持ち下さい。

◎消費税の申告には記帳が必要です。

消費税の申告は消費税（インボイス）に対応した記帳をしなければなりません。必要な記帳がされていない場合は消費税の申告が出来ませんので、記帳の仕方が分からない方はお早めにお越し下さい。